

介護サービス事業者における事故報告のガイドライン

1. 目的

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、介護保険施設等の事業者は、介護サービス提供により事故が発生した場合、その内容や対応の状況を市に報告することにより、安全対策に有用な情報を共有する。これにより、事故発生の防止、再発防止及び介護サービスの安全と質の向上を図るものとする。

2. 事故発生時の対応

- 1 介護サービス事業者及び介護保険施設（以下「介護サービス事業者」とする。）は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じる。
- 2 介護サービス事業者は、事故の状況及び事故の際に講じた処置について記録を行う。
- 3 介護サービス事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。
- 4 留意事項
 - ① 介護サービス事業者は、事故発生時の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。
 - ② 介護サービス事業者は、損害賠償保険に加入するか、賠償資力を有していることが望ましい。
 - ③ 介護サービス事業所は、事故の原因を解明し、再発防止策を講じること。
 - ④ 事故の状況及び事故の際に講じた処置についての記録は、5年間保存すること。

3. 報告対象について

次の事故は、原則として、介護サービス事業者側の過失の有無に関わらず、全て報告すること。

なお、報告対象外の事故（ヒヤリハット等）についても、記録し、職員間で共有するなどして事故防止に努めること。

- 1 サービス提供時に利用者が死亡に至った場合
病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告すること。
- 2 サービス提供時にけがをした場合
けがの程度は、医師の診断を受けた投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合。
異色、誤嚥、誤薬等の発生により、医療機関を受診したものを含む（施設内での同程度の治療を含む）。
- 3 サービス提供時に利用者が無届けで外出（離設）し、警察等に捜索協力を依頼をした場合
- 4 食中毒及び感染症等が発生した場合（法令により保健所への報告が必要な場合）
以下の要件に該当する場合に報告すること（事故報告書には最初に感染した利用者を記載）。併せて管轄の保健所へ報告し、指導を受けること。
 - 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合
 - 同一の感染症や食中毒の患者、又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合

- 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に介護サービス事業者が報告を必要と認めた場合

5 職員（従業者）の法令違反や不祥事が発生した場合

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故（道路交通法）、利用者等の個人情報の紛失や漏洩など）

6 医薬品による事故が発生した場合

誤薬及び与薬拔かり（貼り薬の貼り抜かりも含む）等、医薬品に関する事故は全て報告すること。服薬事故に関しては原則として主治医の指示を仰ぐこと。

4. 報告内容（様式）について

- 1 別紙「事故報告書」を用いること。
- 2 必要に応じて、市から求められた資料を提出すること。
- 3 食中毒及び感染症等の報告が必要な場合は、感染等が終息した時点で事故報告書の共に以下の内容について報告すること。（参考様式「感染症報告書」）
 - 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
 - 利用者氏名、感染期間、症状
 - 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

5. 報告期限について

- 1 第1報は、少なくとも事故報告書の1から6までの項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- 2 その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止対策等については、作成次第報告すること。
- 3 次の事故については、まず電話で状況を報告し、その後事故報告書を提出すること。
 - 死亡事故等の重大事故
 - 食中毒及び感染症等の発生
 - その他、事前に電話連絡が必要と介護サービス事業者が判断した場合

6. 報告先及び報告方法について

1 報告先

香美市高齢介護課 介護保険係

電話番号：（0887）52-9280

電子メールアドレス：kaigo@city.kami.lg.jp

※被保険者（事故対象者）が香美市以外の市町村に属している場合は、当該市町村にも報告すること。

2 報告方法

事故報告書は電子メールにて提出し、情報蓄積と有効活用等に資する観点から別紙様式のとおりにエクセル形式により提出すること。

件名：「事故報告（事業所名）」